

## ジュニアボード制度規程

### 第1条（総則）

この規程は、若手社員から構成される経営委員会を設置し、経営活動改善に関する意見を全社に提案させるジュニアボード制度の取扱いについて定めたものである。

### 第2条（目的）

ジュニアボード制度を実施する目的は、以下のとおりである。

若手社員のフレッシュな意見を会社経営に役立てること

若手社員に経営参加の機会を与え、その活性化を図ること

### 第3条（会社の姿勢）

会社はジュニアボードから提案された内容を真剣に受け止め、できる限り経営活動において実行していくものとする。

### 第4条（メンバーの責務）

ジュニアボードのメンバーに任命された社員は、メンバーに選任されたことの責任を自覚し、積極的かつ誠実にジュニアボード活動に参加しなければならない。

### 第5条（テーマ）

会社がジュニアボードに諮問するテーマは、以下の各号に定める事項のうち1つまたは2つとし、その都度決定するものとする。

新商品の開発

新事業の展開

消費者サービスの改善

生産、販売、管理システムの合理化

会社の活性化

企業イメージの向上

### 第6条（メンバーの条件）

ジュニアボードのメンバーの条件は以下の各号のとおりとする。

勤続年数2年以上10年以下

年齢満25歳以上

日頃の勤務態度が良好なこと

### 第7条（任命の方法）

ジュニアボードのメンバーは、参加を希望する者の中からレポート審査を経て、会社が任命するものとする。

### 第8条（定員）

ジュニアボードの定員は10名とする。

### 第9条（任期）

ジュニアボードのメンバーの任期は4月1日から翌年3月31日迄の1年間とする。

第 10 条（役員）

ジュニアボードには以下の各号に定める役員を置く。

議長

ジュニアボードの活動全般を統括する。

運営幹事

議長を補佐し、ジュニアボードの運営管理にあたる。

書記

ジュニアボード事務の責任者とする。

第 11 条（役員選任）

ジュニアボードの役員はメンバーの互選により選任する。

第 12 条（開催）

- 1．ジュニアボードは原則月 2 回、本社会議室において各 3 時間程度開催する。
- 2．開催時間は原則として業務時間外とする。

第 13 条（議事録）

ジュニアボードは開催の都度、議事録を作成し、開催後 2 日以内に総務部長に提出しなければならない。

第 14 条（提出）

ジュニアボードは会社から諮問されたテーマについて、3 月 31 日までに提言書を会社宛に提出しなければならない。

付 則

この規程は 年 月 日より施行する。